

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	ユアサ商事株式会社			コード	8074
提出日	2021/5/27	異動（予定）日	2021/6/24		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員選任議案が付議されるため				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	前田新造	社外取締役	○														○	訂正・変更	有
2	戸谷圭子	社外取締役	○											△				訂正・変更	有
3	木村恭介	社外取締役	○											○				新任	有
4	鶴田 進	社外監査役	○											○					有
5	本田光宏	社外監査役	○														○	訂正・変更	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		<p>前田新造氏は、企業人として株式会社資生堂代表取締役会長などを歴任するとともに各公職を務めるなど、グローバル企業の経営者及び識者としての豊富な経験と高い見識を有していることから独立した客観的立場からの監督・助言機能が期待できるものと判断しております。なお、同氏はエステー株式会社の社外取締役就任予定ですが、当社及び当社グループ会社とエステー株式会社及びその連結子会社との間には取引関係はありません。以上のことから一般株主と利益相反が生じるおそれなく、独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。</p>
2	<p>当社は戸谷圭子氏とマーケティングに関する講師委託契約を締結したことがあります。</p>	<p>戸谷圭子氏は、長年にわたりマーケティングコンサルタントとして、多くの企業経営に助言を行うとともに、行政機関等の委員を務めるなど、豊富な経験と知見を有しており、現在も更なる研究活動を進めていることから、独立した客観的立場からの監督・助言機能が期待できるものと判断しております。なお、同氏は明治大学専門職大学院グローバル・ビジネス研究科教授、中央大学専門職大学院ビジネススクール兼任講師、国立研究開発法人産業技術総合研究所人間拡張研究センター客員研究員などを務めております。なお、当社は戸谷圭子氏とマーケティングに関する講師委託契約を締結したことがありますが、その契約額は1百万円以下であり、同氏にとって当社への経済的依存度が生じるほどに多額ではなく、会社法施行規則第74条第4項第7号ニに規定する「多額の金銭その他の財産」には該当せず、同氏は独立性を有していると判断しております。また、同氏は株式会社新日本科学の社外取締役に就任予定ですが、当社及び当社グループ会社と株式会社新日本科学及びその連結子会社との間には取引関係はなく、その他の兼職先との取引関係もありません。以上のことから一般株主と利益相反が生じるおそれなく、独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。</p>

3	<p>木村恭介氏は、パラマウントベッドホールディングス株式会社及びパラマウントベッド株式会社の代表取締役会長を務めておりますが、当社はパラマウントベッドホールディングス株式会社の事業会社であるパラマウントベッド株式会社等との間に取引関係があります。</p>	<p>木村恭介氏は、長年にわたり企業人としてパラマウントベッドホールディングス株式会社及びパラマウントベッド株式会社の経営に携わり、経営者としての豊富な経験と高い見識を有していることから、独立した客観的立場からの監督・助言機能が期待できるものと判断しております。なお、当社及び当社グループはパラマウントベッドホールディングス株式会社の連結子会社と寝具等の売買などの取引がありますが、その取引額は当社の2021年3月期の連結売上高の1%未満及びパラマウントベッドホールディングス株式会社の2021年3月期の連結売上高の1%未満であり、同社は会社法施行規則第2条第3項第19号ロにいう「主要な取引先」に該当するものではなく、その取引条件も当社と関係を有しない他の事業者と同様のものです。また、同氏は当社の従業員であったことがありますが、退職から10年以上経過しております。以上のことから、同氏は独立性を有していると判断し独立役員に指定しております。</p>
4	<p>鶴田進氏は、当社が顧問契約を締結する弁護士事務所のパートナーであります。</p>	<p>鶴田進氏は、当社が顧問契約を締結する弁護士事務所の弁護士であります。法律相談等の案件は同事務所の別の弁護士に依頼しており、同氏が弁護士としての立場で当社の法律相談等の対応はしていません。当社は、同弁護士事務所に対して弁護士報酬を支払っておりますが、当該報酬の額は、年間5百万円以下であり、同弁護士事務所にとって当社への経済的依存度が生じるほどに多額ではなく、会社法施行規則第74条第4項第6号ロ又は同第76条第4項第6号ニに規定する「多額の金銭その他の財産」には該当しないと判断しております。また、当社顧問弁護士事務所のパートナーとして当社の業務内容を知悉（ちしつ）し、当社が直面する広範な経営環境及び社会的なリスクを踏まえ、弁護士としての公正中立な立場で取締役会等において会社経営の安定性や健全性を強調し、内部者とは異なった視点から大局的かつ長期的見地に立つとともに独立性を保持し、一般株主及び当社グループの利益に配慮する能力を有しております。これらのことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、厳正中立な立場で監査を遂行できる能力と経営陣に対する鋭いチェック機能を有していると判断し、独立役員に指定しております。</p>
5		<p>本田光宏氏は、長年にわたり国税庁において、また大学院教授として培ってきた税務の専門家としての知識を有するとともに、ローランド ディー・ジー 株式会社の社外監査役としての経験を有しており、幅広い知識を活かした、独立かつ中立の立場から客観的な監査意見を表明していただけることを期待して選任しております。また、長年にわたり培われた税務及び会計に関する十分な知見を有することから、独立した視点で企業会計及び税務に関して適切なモニタリングが実行され、取締役会等において会社経営の安定性や健全性を強調し、内部者とは異なった大局的かつ長期的見地から厳正中立な立場で監査を遂行できる能力と経営陣に対する鋭いチェック機能を有していると判断しております。なお、同氏は筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授、明治大学専門職大学院兼任講師、TOMA税理士法人国際税務顧問及びローランド ディー・ジー 株式会社社外監査役などを務めております。当社及び当社グループ会社はローランド ディー・ジー 株式会社と産業機器等の仕入取引がありますが、その取引金額は、当社の2021年3月期の連結売上高の1%未満及びローランド ディー・ジー 株式会社の2020年12月期連結売上高の1%未満であり、同社は会社法施行規則第2条第3項第19号ロにいう「主要な取引先」に該当するものではなく、その取引条件も当社と関係を有しない他の事業者と同様のものです。なお、当社とローランド ディー・ジー 株式会社以外の兼職先との間に特別の関係はありません。以上のことから一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。</p>

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f. g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。